

スポーツセンター使用心得

- 1 スポーツセンターまたはスポーツ施設を使用する時は、使用責任者が事前に施設予約システムにて予約すること。
- 2 開館時間は午前 9 時から午後 8 時までとする。
- 3 スポーツ用具を借用する時は、スポーツセンター事務室に申請書を提出し、許可を得ること。
この場合、学生証の提示を要す。
- 4 スポーツ施設館内の競技場へ土足で入場することを禁ずる。
履物を使用する時は、上履用の室内シューズに限る。
- 5 使用区分及び使用時間を厳守すること。
- 6 常に整理整頓に努め、使用後は施錠・消灯・清掃をすること。
- 7 使用中の施設及び用具を破損した時は、スポーツセンター事務室に届け出て指示を受けること。
故意または過失により施設または用具を破損した場合は相当の弁償をしなければならない。
- 8 大学に於いて緊急の必要が生じた場合は、利用を取り消すことがある。
- 9 スポーツセンターまたはスポーツ施設の使用願の受付はスポーツセンター事務室とする。
- 10 前項までの使用心得に違反、または施設を使用させることが適当でないと認められる行為を行った者は使用を禁止する。

2024 年 10 月 1 日 改正

学生部 学生課